

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもの居場所部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_ibasho/974bbbde) からご覧いただけます。

2025-3-14 こどもの居場所部会（第16回）

16時00分～17時45分

○大竹部会長代理 定刻となりましたので、ただいまから「こどもの居場所部会」第16回を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本部会長代理の大竹です。よろしくお願いいたします。

本日は、対面とオンラインのハイブリットにて開催させていただいております。

なお、前田部会長におかれましては、新幹線が遅れているという連絡がありましたので、遅れての御参加となります。そのほか、植木委員、友川委員、菊地委員、山本委員は御欠席の旨を承っております。また、こども家庭庁からは藤原成育局長、竹林審議官にも御参加いただく予定ですが、遅れての御参加となっております。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○大山推進官 資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料として、資料1から資料5に加え、参考資料、次第を含めて計12点となっております。対面で御参加の皆様は、目の前のタブレットに入っておりますので、そちらを御確認ください。

資料1は、基本政策部会からの依頼を受け、「こどもまんなか実行計画2025」に向けてこどもの居場所部会から提出した意見書となっております。

資料2-1、2-2は、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算について、居場所関連で実施する事業についての資料となっております。

資料3は、児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について御報告するものとなっております。また、参考資料3～5が、本件について発出した通知文となっておりますので、併せて御確認ください。

資料4-1、4-2は、こどもの居場所づくりに関する広報・啓発の取組についての資料となっております。

資料5は、こどもの居場所づくりに関する指針の解説書となっております。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。

また、今回の部会は、傍聴希望者に向けてYouTubeでライブ配信しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。よろしくお願いいたします。

○大竹部会長代理 ありがとうございます。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

まず、議題（1）について、事務局より説明後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

事務局より、資料の説明をお願いします。本日の議事の時間を十分に取れるよう、事務局

において丁寧な事前説明をお願いしましたので、その点を踏まえて、資料説明は簡潔にお願いしたいと思います。

○大山推進官 改めまして、資料について御説明いたします。

報告事項については、全体の御説明をした後、まとめて御意見・御質問をいただければと考えておりますので御了承ください。

まず、資料1を御覧ください。基本政策部会からの依頼を受け、「こどもまんなか実行計画 2025」に対し、こどもの居場所部会から提出した意見書となっております。こちらは基本政策部会の日程との兼ね合いから、本日、内容について御議論をいただいていると間に合わないという事情がありましたので、本部会に先立ち、書面議決をさせていただいております。そのため、本日は、今回お示ししている意見書で提出済みであることの御報告とさせていただきます、内容については割愛をさせていただきます。

続いて、資料2-1及び資料2-2を御覧ください。こちらは令和6年度補正予算、並びに令和7年度当初予算において実施する、こどもの居場所づくりに関する事業について御説明する資料となっております。資料2-1は「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」について、資料2-2は、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」についてお示ししております。

両事業とも、令和6年度も実施していたものであり、基本的に継続ということになりますので、内容は割愛をさせていただきます。なお、能登半島地震を受け、令和6年度は被災地支援のためにモデル事業の枠組みを活用してまいりましたが、こちらについては、令和7年度は通常モデル事業の枠組みの中で対応していきたいと考えております。

続いて、資料3については、担当の阿南より御説明をいたします。

○阿南補佐 資料3について御説明させていただきます。

「児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について」でございます。

前回の部会でも御説明をさせていただきましたけれども、居場所として、全国で活用されております児童館と放課後児童クラブについて、それぞれの指針、ガイドラインを、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえた形で改正するというところで、専門委員会で御議論いただいております。

結果でございますが、共通するところを御覧いただければと思いますが、こども基本法、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえまして、こどもの権利に関する記述を充実したところでございます。

特にこども自身が権利の主体であることを実感できるように、こどもが権利について学ぶ機会をつくる。あるいは、保護者、地域住民に伝える機会づくり、それから、それを伝えるためには職員自らがこどもの権利について学習すること。また、それを支えるために運営主体に、こどもの権利に関する学習や職員の学習機会の保障を求めることなどを入れ込んでおります。また、こどもの意見形成、意見聴取、意見反映という一連のプロセスについても記載をしているところでございます。また、権利侵害への対応についても定め、こどもに

理解をしてもらうよう周知をすることなどについて記載をしたところでございます。

共通するところは、こどもの権利のところが多岐にわたりますが、個別の内容といたしましては、児童館については、こどもの権利に関して地域住民に対する啓発活動について、あるいは、災害時の児童館の役割について、あるいは新たな居場所づくりといたしまして、オンライン等を活用した居場所づくり、地域におけるこどもの居場所づくりに関するコーディネーター機能について追加をしたところでございます。

放課後児童クラブにつきましては、近年の動向を踏まえまして、おやつや昼食提供について、ICTの活用について、障害のあるこどもへの支援について、学校や地域との連携についてなど、様々な最近の動向を踏まえた改正をしたところでございます。

指針、ガイドライン共に、令和7年4月1日から適用ということで、次のページでございますが、児童館ガイドラインにつきましては、昨年の12月3日に成育局長通知として、3枚目でございますが、放課後児童クラブ運営指針につきましては、令和7年1月22日に、こちらも成育局長通知として発出し、4月からの施行とさせていただいているところでございます。

部会でも多くの意見をいただきまして、よりよい指針、ガイドラインになったと我々も感じておりますので、今後、周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大山推進官 ありがとうございます。

続けて、資料4-1を御覧ください。こどもの居場所づくりに関する広報・啓発の取組についての資料となっております。

資料の1枚目は、令和6年度に作成を進めておりました、広報・啓発資料の位置づけに関するものです。こうした方針で作成いたしました資料が、資料の2枚目にお示ししているものになります。動画が5本、パンフレット、チラシが完成しており、既にこども家庭庁のホームページで公開しておりますので御確認ください。

また、資料の3枚目にお示ししているように、これらの資料には、こども家庭庁のホームページにアクセスすることができる2次元コードを載せてあるため、資料の公開に合わせ、ホームページの改修作業も進めております。

資料4-2を御覧ください。ホームページの改修とともに、居場所づくりの先進事例の紹介についても作業を進めております。モデル事業を活用していただいた事例については、資料の2枚目、3枚目にある形式で、1事例につき1枚のスライドにまとめて掲載できるよう、編集をしているところです。通常モデル事業については、昨日公開が終わっております。被災モデル事業分については、現在編集しているところになります。

資料5を御覧ください。こどもの居場所づくりに関する指針の解説書案になります。こちらは、前回の部会で御指摘いただいた内容を基に修正を行っておりますので、御確認ください。以前からの主な変更点としては、以前は指針の構成に則り、指針本文を読んでいることを前提とした形で解説文を記載しておりましたが、今回は、指針の内容をまとめ、グラフや

事例等を盛り込むことで、極力読みやすくなるように記述をしております。

報告事項の4番、5番については、資料や解説書をどのように活用していくかなど、今後の展開にもつながるものと認識しておりますので、その点につきましても御意見を頂戴できれば幸いです。

事務局からの報告は以上になります。

○大竹部会長代理 ありがとうございます。

それでは、意見交換の時間に進めさせていただきます。

なお、御発言の際には、対面で御参加の委員は挙手を、オンラインで御参加の委員は画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。また、できるだけ多くの委員の御意見を伺いたいと考えており、お一人当たりの御発言は3分程度にまとめていただけますと幸いです。3分経過した時点でお声かけさせていただきますので、御了承ください。

それでは、御意見のある委員の方、おられますでしょうか。お願いいたします。

では、菊池委員、お願いします。

○菊池委員 質問させていただきたいのですが、資料4-1の広報・啓発の部分です。チラシやパンフレットを作成したということですがけれども、こちらは紙のものを、各こども食堂や居場所をやっているところにお送りするという動きなどはあるのでしょうか。

○大竹部会長代理 事務局、お願いします。

○大山推進官 御質問ありがとうございます。

現状では、紙に印刷して配付ということは考えておりません。基本的にはデータを適宜御活用いただけるように公開しているところになります。

○菊池委員 欲しいという団体があったら、お送りすることは可能でしょうか。

○安里成育環境課長 成育環境課長の安里です。御質問ありがとうございます。

紙の力は引き続きあると思うのですが、今、皆さんタブレットやスマホで見る時代になっておりますので、今の時点では、特に紙にしてお送りするという事業は考えていないところ です。

○菊池委員 承知しました。

○大竹部会長代理 そのほか、いかがでしょうか。

○関戸委員 関戸です。御説明ありがとうございます。

事前レクでも解説をいただいたのですがけれども、おそらく関心のある方は多いだろうと思って、この場でも質問という形で聞きたいと思えます。こどもの居場所づくり支援体制強化事業のモデル事業について、中でも被災地支援についてです。

先日、私も現地でこれまで、発災後、能登でこどもの居場所や遊び場を支援してきた現地団体や外部からの団体の方たちの集いの機会を企画したのですが、そのときに、皆さん、これからもっとそういった取組が必要になるという話でした。なので、今回モデル事業の中に被災地支援の枠があるということは、継続が必要という認識をこども家庭庁としても持っていると思っているので、非常に私としてもほっとしているところです。

通常のモデル事業だとおそらく単年度で、2年連続の申請ができなかったと思いますが、その辺り、被災地においては継続の申請が可能なのかということや、通常のモデル事業と特に書き分けはしていないので、例えば、何か比率が通常枠と被災地枠という感じで分けられているのか。あとは、民間の団体がこれまでは実施主体として申請できたと思うのですが、実施主体が都道府県や市区町村となっていますので、その辺り、申請に関するハードルをこども家庭庁として何か課題を把握していらっしゃったとしたら、その課題に対する何か対策、市区町村や民間団体の連携に関する支援やフォロー体制などがあるかどうか、この辺りをお聞きできたらと思います。

○安里成育環境課長 成育環境課長の安里です。御質問ありがとうございます。

御指摘いただいているように、被災地の居場所はまだまだ必要だと思っております、支援は継続させていただきたいと思っておりますのでございます。

幾つか細かく御質問いただきましたが、まず、通常のモデル事業は1か所、1年度限りを基本としておりますが、被災地についてはまだまだ必要性がありますので、今活動しているところも手を挙げていただくことを可能としてございます。来年度以降については、その時期の状況を見て判断することになりまして、この時点では言えませんが、必要性に応じてそこは柔軟にしていくものだと思っております。

それから、今回申請の上げ方を、これまでは緊急的な状況にあるということで、めったにやらないことなのですが、国が直接申請を受け付けて補助金をお配りするという形にしてございましたけれども、能登もまだまだ状況が大変なところがあるのは承知しつつ、居場所は自治体が絡んでしっかり連携して進んでいくというのが基本だと思っておりますので、基本に戻していこうということで、自治体経由で申請してくださいという形に変えたところでございます。

また、各自治体1か所しか上げられないというのが通常でございますけれども、被災地のモデルについては別扱いということで、1か所限りという縛りも取っ払っているところでございます。とはいえ、これまでそれほど自治体と連携していなかった居場所もあると思っておりますのですが、団体、それから、石川県をはじめとする自治体に今回の趣旨を丁寧に説明しようということで、事務連を発出したり、自治体向けにはオンラインで説明会をさせていただいたりして、この趣旨を伝えているところでございます。

もちろん自治体それぞれお考えがあると思っておりますので、全てのところが今までどおりの活動ができるかどうかは、自治体の判断が入ってくるところではございますが、極力情報を聞き取りながら丁寧に対応していきたいと思っております。

○関戸委員 ありがとうございます。自治体向けにオンラインの説明会、非常に素晴らしいと思って聞いたのですが、今年度、今、申請して、予算を使って活動されている自治体や民間団体に、また来年度も継続でありますよというお知らせは、個別に届いたりしますか。

○安里課長 今回、令和6年度補正予算を取りまして募集をかける際には、各団体に、こうなりましたと、これから申請は自治体経由になるので、活動されている地域に自治体に御相

談くださいという御案内を送っております。

○関戸委員 ありがとうございます。

○大竹部会長代理 そのほか、御質問、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅委員 お疲れさまです。資料5の解説書ですが、事前相談のとき、その直前にいただいたのでそのときに読めていなくて、後で読み始めたらしい気になりました。

直前でしたが、コメントという形でペーパーを出して、今、机上配付していただいておりますが、全部読んだほうがいいですか。

○大山推進官 ポイントで特にここがというのがあれば、いただければと思います。

○湯浅委員 分かりました。では、飛ばしながら行きたいと思います。文言のレベルのところもあるので、そこは御検討いただければという感じです。

補足すると、8ページ目、「居場所は1つで良いか」というところで、書いてある文章には何の異論もないですが、いろいろな自治体と話しているとまだ根強いと思うのは、家庭、学校以外の第3の居場所を必要としているこどもは、家庭や学校に居場所がない人だという、その発想がかなり強いと思っています。逆読みされると、家庭や学校に居場所のある人はいらぬという読み方になっている場合があって、これがさらに進むと、そういう居場所があると、家庭を大事にしない、学校に行かない子が増えるのではないか。だから、そういう場所が地域にできるのは不幸なことだと御懸念される方がおられて、そこが気になっていました。

ですから、「家庭や学校に居場所がないこどもはもちろん、家庭や学校に居場所がある人も、全てのこどもにとってよりたくさん居場所があるといい」というのは、念押し的に書いておいたほうがいいのではないかとこのコメントしております。

あとは第4章ですけれども、これを作るときに御苦労されたのではないかと思います。こども・若者に対して呼びかける呼びかけ調の文章と、こういうことが望まれるという客観的なというか、非人称表現と書きましたけれども、混在しています。どちらかに統一したほうがいいという、その観点からコメントしています。

それから、31ページ。この指摘で終わりますけれども、「個々の居場所への関わり方について」ということで、より専門的で個別性の高い支援が必要とされるターゲットアプローチの居場所は、公的な関与の必要性が高い。そして、「全てのこども・若者を対象としたユニバーサルアプローチの居場所であっても、児童館のように自治体が直接管理・運営することがあり得ます」。これもそのとおりですが、ここもいろいろ自治体と話していると、一番迷われるのは、民間で、かつユニバーサルアプローチのところ、ここに対して行政がどうかんだらいいのかという辺りに悩まれることが多いので、3分類にしたほうが分かりやすいと思っています。

下に書きましたが、専門的で個別性の高いターゲット型のアプローチ、これは公的な関与の必要性が高い。これはそのとおり。

2点目に、「他方、全てのこども・若者を対象にしたユニバーサルアプローチの民間の居場所の場合には」、これは指針のほかの箇所ですが、「自主性、主体性を尊重しながら、より多くの地域住民が参加し、また、学校、企業等を含めた様々な機関が連携、応援できるような後押しを自治体として行うことが望ましい」。これは、後押し、指針の表現です。

3点目に、そういうユニバーサルなアプローチの場所であっても、児童館のように直接管理・運営していく公共施設等があるので、それについては自治体が責任を持って、よりよい居場所にしていく必要がありますと。この3分類にするのがよいかという意味でコメントしています。

内容的なところはこの3点です。以上です。

○大竹部会長代理 事務局においては、こういった意見を踏まえて、また御検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

そのほか、何か御意見、御質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

オンラインで安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。質問が1点ございます。

報告事項「③ 児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について」ですけれども、先ほど、こども基本法、居場所づくりに関する指針等を踏まえて、こども向けへの記述が充実したというところで御説明があったと思います。今回、かなり大きな改正になったと思いますし、自治体や運営主体の役割も記述されていると思います。既に自治体等に対して説明会等も行っているということですが、自治体の反応はどのようなもので、実際に児童館ガイドラインと放課後児童クラブ運営指針を改正したものを実施していく際の課題となりそうなのはどのようなことか、今、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

以上です。

○大竹部会長代理 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○阿南補佐 事務局でございます。

資料にも書かせていただきましたけれども、こども家庭庁が主催しますセミナーにおいても自治体向けに行政説明等もさせていただいております。また、自治体の説明会では、オンラインでございましたけれども、1,000人を超える方に御参加をいただきまして周知を行ったところでございます。併せて、今週、来週のところでは、児童福祉主管課長会議で、オンラインにて触れることにしております、周知の機会を捉まえて様々なところでしているところです。

まだ自治体からのリアクションといいますか、反応を個別に伺ったことはございませんけれども、自治体独自に行っている説明会もあると伺っております。幾つかの県では、私どもも行政説明でお邪魔させていただいたり、オンラインでの御説明もしておりますので、県レベルで受け止めていただいて、県下に周知していただいているところもございまして、好意的に捉えていただいているのではないかと推測しております。

以上です。

○大竹部会長代理 安部委員、よろしいでしょうか。

○安部委員 ありがとうございます。好意的に受け取られているようで非常に安心しました。この4月からこども計画も実施されると思いますので、その中に、ぜひこの改正、児童館ガイドライン、それから、放課後児童クラブの運営指針を組み込めるような形で、国としてもサポートしていただけたらと思います。その中で、例えば好事例の発信等も考えていただければと思うところです。

以上です。

○大竹部会長代理 水野委員、よろしくお願いします。

○水野達委員 水野です。よろしくお願いします。

資料4-2、好事例の発信というのは、本当に大切だと思っております。手前みそといいますが、大阪府の事例としましても、府立高校における校内居場所カフェが20校弱、これは議会でも取り上げられまして、大変重要な取組だと私自身も認識しております。ぜひ大阪の成果と課題については、こども家庭庁でも共有して取り上げていただければと思います。4-2のペーパーの一番下に、「委員メンバーの取組」と書いていただいているので、ぜひ聴いていただきたいと思います。

これは意見ですけれども、今後、こういう好事例が増えてきましたら、居場所づくりを進めたい方たちが逆引きできるような、例えば、規模感、実施主体別、ターゲット、ユニバーサル、目的別みたいな形で、カテゴライズをした上で、逆引き、自分たちがやろうとしているところに近い事案を調べられるような、そんなやり方がデータベース化できればおもしろいなと思いました。

併せて、市町村から都道府県にまで、補助の対象をいただいたことを感謝申し上げます。

以上です。

○大竹部会長代理 ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

宇地原委員、お願いします。

○宇地原委員 ありがとうございます。

僕からは解説書の15~16ページにかけてのお話ですが、この中でこどもの声を聴くというところが入ってまして、15ページの最後の「その際」のところから、こどもの声を聴く上で意識すべきことが触れられていると思っています。意識すべきことを言いだすと無数にあると思ったのですが、1つ意見として挙げさせていただければと思っています。

時間軸のニュアンスを入れるのがいいのかなと考えました。どういうことかといいますと、こどもの声を聴く、あるいは、そこで聴けた声が固定化されたものではないということを確認できるといいのかなと思っています。こどもが日々成長していて一人一人の世界もおとなの想像を超えてどんどん広がっていく中で、こどもの感情、伝えたいこと、表現の仕方、自身の状態や周囲の環境から変化を受けるものだと思っています。なので、ある日聴いたこどもの声がそうだったからといって、今もこうだよねとか、同じ場でもこうだよねと

いう話にはならないのかなという気がしています。こどもの声を聴くということが継続的な営みというか、動的なものだということは、おとなの側は意識しておくべきことだと感じたので、それだけ御指摘できればと思います。

以上です。

○大山推進官 今御指摘いただいたところは、まさにそのとおりだと思っております。書ききれませんが、基本的にこどもの声は一度聴いて固定化してはいけないものだと認識しておりますので、どこにどういうふうに入れるかは検討させていただければと思いますけれども、今、御指摘いただいたニュアンスは入れられるように考えたいと思います。ありがとうございます。

○大竹部会長代理 そのほか、御意見、御質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題（１）についてはこれで締めたいと思います。ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の議論も踏まえて、意見を整理し、次年度の取組につなげていただきますようお願いいたします。

それでは、議題（２）に移りますが、前田部会長がお見えになりましたので、ここから、司会進行は前田部会長をお願いしたいと思います。

○前田部会長 前田でございます。

遅れまして申し訳ございません。新幹線が名古屋駅で止まりまして、今日はどこへも行けないのではないかと考え、名古屋駅で周りの人と一緒にホームの上でおにぎりを購入いたしました。来られてよかったです。本当に御迷惑をおかけいたしました。

早速ではございますが、議題（２）に移りたいと思います。

まず、事務局より、議題についての御説明をお願い申し上げます。

○大山推進官 ありがとうございます。

今年度をもって、こどもの居場所部会の第１期の任期が終了することとなります。４月以降、第２期が始まることとなりますが、これに伴い、第１期を振り返るとともに、第２期の議論をどのように進めていくことが求められるのか、第２期への申し送りをお願いできればと思っております。

実際の第２期の方針については、第２期の委員が集まった最初の会のときに御検討いただくべき内容かと思っておりますが、その際に議論の題材ができるだけ豊富にありますように、本日は幅広に御意見を頂戴できればと考えております。

また、事務局に御要望、御質問等がございましたら、それについても今いただければ、検討、あるいは回答できるものは回答していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日いただいた御意見については、第２期の開始時までには第１期からの申し送りとしてとりまとめをしていこうと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

○前田部会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換の時間に進ませていただきます。

御発言の際には、対面で御参加の委員の皆様は挙手を、オンラインで御参加の委員の方々は、画面上の挙手ボタンを押していただきますよう、お願いいたします。

それでは、御意見、どうぞよろしくお願ひします。

○湯浅委員 まず、1期の振り返りですが、1期のクライマックスは、何といたっても指針の策定だったと思います。指針の策定と、今年度は普及・周知というのが1期の役割だったと思います。2期は、ぜひ次の指針の見直しに向けたスタートと位置づけていただいて、もちろん引き続き普及が必要ですが、それをやりつつ、次の指針の見直しに向けてどんなエビデンス、事例、そういう周辺を固めていく様々なものがあれば、自治体がより積極的に居場所づくりに取り組めて、そして、各自治体の蓄積をもって次の見直しに向かうというプロセスになると思います。2期というのは、ある意味、次の指針に向けた第1期という感じでスタートしていただければいいのではないかと思います。

ほかにも思いついたらまたしゃべります。

○前田部会長 ほかにいかがですか。

では、水野委員、お願いします。

○水野か委員 一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。

今、現場のほうにも私はおりますが、居場所の指針が出来上がったものが、なかなか浸透していないなど現場としては実感しております。紙ベースでの周知はされておりますが、児童館や放課後児童クラブが居場所として認められたというか、居場所として大事だという部分が現場にしっかり浸透していないなど、とても感じております。また、学校につきましても、この指針の中にしっかり盛り込んでいただけたと思いますが、学校への浸透具合が気になっております。次年度につきましては、その辺りをしっかりと周知していただいて、より居場所が広がっていくことが望ましいと感じております。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

関戸委員、お願いします。

○関戸委員 関戸です。

1期というのは、我々のこどもの居場所に関する部会の1期でもあったのですが、同じこども家庭庁の中によその部会がありますけれども、その方たちもいろいろな指針などを作ってきて、こども大綱につなげていく取組をそれぞれでされていたと思います。

なので、2期に関しては、これまで1期で作ってきた我々のこの指針もそうですし、他の部会で話された、例えば、はじめの100か月の育ちビジョンなども、「こどもまんなか実行計画」の意見書には「遊び」という記述が児童館のガイドラインとともにあるので、近いだけでなく、こどもの育ちというのは分断されないわけです。

こどもの育ちというのは乳幼児期から、我々居場所部会は、どちらかという乳幼児から、大きく学齢期から中高生、若者を想定した指針を作りましたけれども、両方をより詳しく知

ることでそれぞれが、もちろん見て調べるでもいいですけども、2期に関しては、そういった関連する指針の中身を、我々も学ぶ機会などを設けることができたらと思っています。

以上です。

○前田部会長 菊池委員、お願いします。

○菊池委員 ありがとうございます。

今後、居場所の評価をどうしていくかというのが、すごく気になるところです。実際、実装しているところも、単純に人数を数えることはできると思いますが、それ以外の意義といいますか、いろいろな居場所があって多岐にわたりますので、それぞれの居場所が大事にしていることや成果と思うところも、それぞれの団体、背景も違いますので、どういったところを評価というか、大切にしていくかというのを考えたらいいのかなと思いました。

私たちは若者支援をしています、ある若者が就職できたからいいというわけでもなく、よかったところも評価される場所なので、中身の部分、大切にしていけるべきところを話していけたらいいのかなと思いました。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

ほか、オンラインの方、おられませんでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。ネットワークが安定していないので、画面オフのまま失礼します。

私も第1期、第2期を通して、居場所を失いやすい子どもたちにとって居場所とは何なのかということですか、居場所を通して見えてきた課題に関して、皆さんと議論できたことは大きな意義があったと思っています。

次期に関しては、先ほど菊池委員からもあったように、評価とか指標が以前の指針の中でも、6の「ふりかえる」のところで「今後、検討が必要である」と書かれているかと思いますが、先ほど宇地原委員がおっしゃったような時間軸で見ることも含め、短期的にここでこういう数値が出たからいいということではなく、時間軸みたいなものも、現場が評価するということも含めて、今後検討していけたらいいのではないと思います。

あとは、先ほど、モデル事業で様々な取組が始まっているということでしたが、できたことだけではなく、居場所を通して見えてきた課題にどう向き合うかということに関してですか、先ほどお話ししたように、いろいろな施策が進められる中で、居場所を失いやすかったり、そこにつながりにくい若者は存在し続けると思いますので、そういったところに我々は何ができるのかということからは、検討し続けていけるといいなと思っています。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今村委員、お願いします。

○今村委員 今村です。

第1期の居場所指針を御議論いただいた皆様、本当にお疲れさまでした。私は2期には参

加させていたかたないですけれども、ぜひ今後議論していただきたいということについて、挙げさせていただきたいと思います。

今回、居場所指針に、学校は居場所であればいけない、学校こそが居場所であるということをお大切にしようということをお載せていただいたことに、しつこく申し上げたこともあって御迷惑をおかけしたと思うのですけれども、大切に扱っていただけたことに心から感謝しています。

今、2030年からの学習指導要領をどうしていくのかという議論が、文部科学省の中央教育審議会が始まっていますが、一方、39万人の子どもたちが学校を居場所だと思えていなくて学校に行っていない。これはもちろん学習指導要領で何とかできる問題ではないと思うのですけれども、子どもたちが多様な場所を自分の学びの場所であるということをお認識できるような、安全性を持ったオルタナティブな場所が必要であるということをお示唆している姿ではないかと思っております、そこ自体はとても大切な現在地だと思っております。

なので、指導要領をどうしていくかということと同時に、どこが子どもたちにとって安心が確保できて、安全な学びの場、物理的な場所になりうるのか。オンラインであれ、リアルであれ、両方日本中にたくさん必要だということをおやっていく上で、文部科学省の議論はどうしても学校の中の話になるのですけれども、学校の外側の子どもたちの居場所をどうたくさん増やしていくのかということは、連動した議論に思えますし、そこについて子ども家庭庁の立場から、子ども家庭庁が設置している大切な審議会の立場から、居場所はたくさんあるということをお、ぜひとも学校に行けない子どもたちに周知してもらいたい。

そして、文部科学省の審議会などでも、そういった場所をお積極的に活用して学んでいいのであるということをお、子どもたちに学校を通して、最終的に届けられるような周知の仕方をさせていただき、学ぶ内容と学ぶ場所のことが同時に伝わるような形をお模索していけたらうれしいと思っております。そのことをどうしていくのかということは、今後の宿題だと思っております。どうしても学校を介した情報伝達が一番子どもたちにとって情報として届くはずなので、そこをおところをおぜひとも模索していただきたいと思っております。

まずは以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

光真坊委員、お願いします。

○光真坊委員 全国児童発達支援協議会の光真坊でございます。

第1期の部会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。多くの学びになりました。私からは3点お伝えしたいと思います。

1つは、同時に部会のおところで社会的養護であるとか障害児支援部会が開かれていますが、私は障害の支援の立場から入っていますが、放課後デイサービスのガイドラインに、居場所というものもしっかりと入れ込んでいただいて、今まで指導だ、訓練だと言われていた分野において、子ども主体の視点が入ったことは大きな意味があると思っております。

この居場所指針というのは、今申し上げましたように、ほかの分野においても波及する効

果のある指針だと思っておりますので、関連分野において、居場所との関連においてどう展開されているのか、評価されているのかという部分について、ぜひ検討いただきたいと思っております。

2つ目ですけれども、遊びのプログラム等に関する調査審議というのが部会の中に入っていたと思います。こどもの生活の中心になるのが遊びであり、発達の中心になるのも、やはり遊びだと考えております。遊びについての検討を、次期についてはぜひ検討いただきたいと思っております。タイトルが「遊びのプログラム」と書いてありまして、プログラムというところ少し硬いというか、どういうことを意味しているのかなと思ったりするところもありますが、そこも含めて、遊びについてはぜひ議論をしていただきたいと思っております。

3つ目は、人材育成であります。ベースのところだけでもいいと思いますが、性暴力のことについてとか、そういう危険もこどもの扱う居場所においては発生しやすいということもあると思いますので、こどもの権利を守るということから、倫理観であるとか、そういうところの人材育成、しっかりとした押さえが必要ではないかと思っておりますので、その点についても御議論いただけるといいなと思っております。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

オンラインの水野達朗委員、お願い申し上げます。

○水野達委員 よろしく申し上げます。

第1期の部会におきましては、居場所の定義とかその効果について幅広く議論がなされたことを認識しています。特に初期の議論だったと思いますが、「居場所」という日本語は当然分かるのですが、それが何を指すかの共通イメージが難しいという議論がありました。その中で、目的としての居場所と、結果としての居場所という議論、ユニバーサルな居場所とターゲットに届く居場所など、その後の議論の土台となるものができたのは、この部会の一つの成果だと感じています。

居場所カフェに関する事業については、先ほど、大阪府の事例に少し触れましたけれども、1年前まで小中学校を見ていた市の教育長の立場としましては、義務教育が終了すると支援のネットワークから抜け落ちてしまうという課題があるのと、今の立場では感じます。より自己が確立する高校生段階において、心理的安全性とおとなに守られているという安心感がある居場所の意義というのは本当に大きいと感じています。高校を拠点とした先生以外の運営者による居場所づくりの取組の重要性は、今後も高まっていくと感じます。

また、私たち、これまでの会議の中でも、「こどもまんなか」をキーワードに審議を進めてまいりました。決して二項対立で語るわけではないですけれども、この議論の話をよそでさせてもらおうと、こども・若者の居場所づくりのためにおとなの存在が消費されていくだけのような誤解につながらないような啓発が必要だと感じます。そういう意味では、解説書の7ページ、ここはすごくいい文章が入っていて、7ページの真ん中に、「こどもの居場所づくりの取組はそもそもこども・若者にだけでなく、その地域のおとなをはじめとする多世

代にとっても大きな意味を持つものです」と書いていただいたのは、大変意義深いと感じています。

居場所に関しては、いわゆるシニア世代も、孤立・孤独の課題の文脈でも大切だと語られていますけれども、そのような中で、こどもまんなか、シニアは隅っこのような、そういう分断を生む意図は当然我々にはないですから、そういう誤解につながらないように、引き続きこども・若者の居場所づくりを通じて、全ての世代の居場所づくりに相乗効果があるような未来を描けるような議論を、第2期の議論にも期待するところです。

併せて、先ほど、他の委員からもお話がありましたけれども、指針の効果検証、または、進めた上で新発見できたものは何かというの、第2期の議論でも期待したいところです。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインの荒木委員、お願いします。

○荒木委員 荒木です。

私も今回この指針のことで振り返ると、こどもの居場所を考えるということが世の中でこども観とかこどもに権利があるということ、それをおとながしっかり気づいて捉え直す、そんな機会になっていると感じています。なので、これからこどもの居場所が広がっていく中で、こども一人一人がその人らしく生きていける、そういうことを社会で保障しなければいけないということがしっかりと広がっていったらいいなと思っています。

指針は、皆さんで言葉を精査しましたので、理想的といったらおかしいですけども、しっかりと守っていくべきことが記載されたと感じています。ただ、居場所の実践になると、それぞれのみんなが居心地のいい居場所をつくるのは本当に難しいなと感じています。誰かの居場所として守ろうと思ったときに、誰かの居場所ではなくなってしまうのではないかと日々起こる中で、職員がバランスを取ったりしているわけですけども、その辺りの実践の振り返り、居場所の振り返り、皆さんが言っていた評価になってくると思いますが、その辺りを一歩深めることができたらいいなと感じています。

もう1点、想定もしていませんでしたけれども、災害時の居場所ということで、指針に盛り込まれてすぐに災害が起こって、今、多様な主体の方々が活動されていると思いますが、そちらの活動も踏まえて、さらに指針の中でどんなことが必要なのかということを入れていきたいと思っています。緊急時に居場所が命を支えると思っていますし、そうなるためには平時の居場所をどういうふうに作っていくかというのは、表裏一体というか、つながっているものだと思いますので、この教訓をしっかり生かした指針の見直しになっていったらいいなと思っています。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

○宇地原委員 1期目の部会については、特に1年目に関しては指針を作るというのがメインだったので、そこに向けてやっていたというのと、議論自体も活発になったと感じてい

ます。

2年目に関しては、指針みたいな大きなゴールがあったわけではないので、開催の回数も含めて1年目と比較すると、停滞とまでは言わないですけども、差分があったのかなという感じがしています。質的な面でいくと、そもそも居場所とは何かとか、居場所づくりとは何かということを議論するフェーズだったと思っていて、いわばWhatを考えるような2年間だったと振り返っています。

2期に向けてというところでいきますと、1年目のときのように、ここを目掛けてというような目標やゴール、アウトプットがあった状態で議論を進められたほうが会の密度としては高まるのではないかと感じたので、そういったものが設定できるといいのではないかと思います。単純な新着報告を重ねていく場にならないようにしたいと考えています。

では、何を目標に考えるのかというお話に関してですけども、さっき言ったように、1期はWhatを考える場だったとすると、Howというか、どうやって居場所づくりを広げていくのか、活発にしていくのかというところを意識したもの、アウトプットを何か設定できるといいのではないかと思います。できれば、その中に広報的な影響力も加味したような形で進められていくといいのかなという感じがしています。

例えば、居場所づくりのフォーラムなのかシンポジウムなのか学会なのかみたいなものを作り、そこにこどもの声もそうだし、居場所づくりの先進的な事例もそうだし、調査研究も含めていろいろな知見が集まって、その日が1年で一番こどもの居場所づくりが盛り上がる日というのを、本当にやるかはさておき、国で進めていく。それをきっかけに、この居場所づくりという仕組みが続いていくような、何かそういうことが残せるといいのかなと個人的に思っていました。

なぜそれが重要だと思うかというのと、よくも悪くも居場所は、やはりみたいな感じを受けていまして、5年後ぐらいも同じ熱量でこの動きが広がっていくのか心配になったりします。居場所の本来の性質を考えるのであれば、そこに集う人たちの日常の支えであり、その当たり前の居場所がこれからも続いていくことは、こどもたちにとってすごく重要な要素だと考えると、一時はやりで活動が盛り上がって、盛り下がってということよりは、これからも地域のそういう居場所が残り続けるということ、この部会からやれるといいのかなと感じているので、そうしたテーマを、ぜひ2期は取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

青山委員、お願いします。

○青山委員 青山です。私から3点とっていたのですが、宇地原委員と重なっているところもあって、1点目は成果物があったほうがいいということをおっしゃったのですが、1年目の密度で会議をまたやる提案をするのは勇気があるなと思っていますところでもあります。この部会の通常業務もあると思うので、これまで厚労省の部会が持っていたような守備範囲の事項のチェックも重要な役割だと思いますが、やはり、何らかの成果物を作ること

を想定して、テーマを決めて議論できる環境があったほうがいいだろうと思っていたところです。

2点目に、どういう議論のテーマがあり得るかということで、いわゆる共通のベースのところは指針に盛り込んだということで考えると、それをアップデートしていくと同時に、次は各論を深めていくような段階、What から How へという話もありましたが、各論ごとに議論をしていけるといいなと思っています。

幾つか挙げておきますと、一つは、若者とか思春期以降の人たちにとっての居場所を、特有のニーズや方法論を想定して検討するような議論ができないだろうか。ひらがな「こども」は守備範囲が広いですが、今度は特有の世代に特化した議論も一つあり得るでしょうし、今まで出てきたように、学校という場での居場所の在り方を考えるとか、支援者の養成ということも一つでしょうし。

あるいは、これまでの議論はどうしても「目的としての居場所」にフォーカスしていたと思うので、より「結果としての居場所」の側に注目するのも良いと思っています。気づけばいろいろなところに居場所が本当はあるはずで、他省庁が所管しているものや、駄菓子屋とか公園とかショッピングモールということも一つでしょうし、あるいは公民館、図書館、地域学校協働活動とか、居場所と直接の目的のところには居場所が入ってこないものと、どう居場所的なものとして社会の中で意味づけていくかといった議論もできたらいいなと、幾つか各論を妄想しておりました。

3点目に、いろいろな各論も含めて議論していく上で、この部会が主体になるかどうかは置いておいて、居場所に関する実態調査が必要になってくるという感覚を持っています。こども家庭庁の設置前に、居場所のことを議論する中でも調査をやりましたし、指針を作るときにも調査をやったと思うのですが、どうしても短い時間の中でサンプル数やサンプリングの仕方にも限界がありました。とにかくいろいろな人の声を聴くということはやったのですが、例えば、どういう人ほど居場所が必要なのだろうか、どういうところにこそ居場所が足りないのだろうか、どういうところに格差があるのだろうか、といったより構造的なニーズの把握はできていません。

何%の若者に居場所がある、というような数字を明らかにすることも大事な要素だと思いますが、それ以上に、どこに居場所の偏在があったりニーズがあるのかということ、より客観的に数字で把握しておくことが、個々の居場所の成果の手前のところで、全国的な居場所の実態調査の結果をもとに議論が続いていくと、より質が高まるのではないかと。そこはまだ見えてきていないところだと思うので、そういう数字を基に議論できるような機会があるのは重要だと思っています。

3点、以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

大竹部会長代理、お願いします。

○大竹部会長代理 どうもありがとうございました。私からは2点です。

この前の事前レクのときに、安部委員から御指摘がありました。今日、光真坊委員からも御指摘がありました「遊び」というところですけども、そもそも平成27年に国立のこどもの城が閉館になったことを受けて、当時の厚生労働省の部会の中で、専門委員会という形でこどもの遊びのプログラム委員会が継続していくというようなことで、そのことが、今回こども家庭庁のこの部会の中にも引き継がれたというところでもあります。

水野かおり委員もいらっしゃいますが、当時、国立児童館のこどもの城では、500ぐらいの遊びが開発されたというようなことも言われていました。国レベルでのそういったものがなくなってしまったというところでは、大型児童館がまだ全国に18なので、国レベルで遊びというところを考える部署が必要ではないかというところ。

あとは、先ほどの、はじめの100か月ビジョンの中でも、乳幼児の「遊び」というのも一つキーワードになってきていますので、今回の居場所づくりの中でも、「遊び」というものは何なのかというところを、改めて検討できるようなことは継続して何か委員会等もつくられるといいのかなということが1点。

もう1点が、今回、児童館ガイドラインと放課後児童クラブ運営指針の改正ということで専門委員会を立ち上げていただいて、先ほど、阿南補佐から説明がありました。そういう中で、居場所においては、全国に4,300ある児童館が地域の中では遊びの核になっていくだろうというところでいえば、今回、改正されましたけれども、これをとめるのではなくて、継続して検討していく必要もあるでしょうし、さらに、放課後児童クラブについては、マスコミ等でもまだまだ待機児童というようなところ、あと、環境の問題、いろいろな課題がありますので、このことも継続して専門委員会等を立ち上げて、継続してやっていただければありがたいというところ。この2点でございます。

よろしくをお願いします。

○前田部会長 ありがとうございます。

オンラインの安部委員、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

この部会では、毎回委員の皆さんの実践、それから、居場所に対する思いを聴かせていただいて、学びが非常に多くありました。ありがとうございます。特にこどもの居場所づくりに関する指針の中に、こどもの権利が位置づけられたこと、それから、災害時などの居場所が組み込まれたことは非常に評価できる点だと思います。

それを踏まえて、2期以降の皆さんへのお願いですけども、3つあります。

1点目、光真坊委員、大竹委員がおっしゃったように、こどもの居場所部会の所掌事務の3点目には、遊びのプログラム等に関する調査審議がございます。こども基本法の中には「遊び」という文言がないということを何度かお伝えしたと思いますが、ぜひこの部会の中に専門委員会等を設置する形で、「遊び」について議論する場を設けていただけたらと思います。これが1点目。

2点目は、これからこどもの居場所が実装されていく中で、おとな側が主導でつくってい

くわけですが、そうすると、どうしても子どもが置き去りにってしまわないかと心配しています。ですので、この部会でもそうですけれども、子どもの声を聴いて居場所づくりを進めていただきたいと思います。特に、これまで十分声が聴かれていない医療的ケアの子どもたちであるとか、障害のある子どもたちの声を、部会が率先して声を聴いていただいて、それを全国に提示する形で、「こんなやり方ができるよ」というのを教えていただけるとよいのかなと思っています。

3点目、子ども自身がつくる居場所についても、ぜひ何らかのサポート等をしていただけたらと思います。子ども自身がつくる居場所、指針の中にも少しだけ言及されていると思うのですが、どんな伴走が必要なのかということも含めて議論していただけたらありがたいです。

部会を通して、私は毎回「子どもの権利」と大変しつこく申し上げてしまったのですが、居場所が「子ども自身が権利を実感する場」であるということは、何か子どもが頑張っって権利を学んでいったり主張するわけではなくて、周りのおとなが権利を学んで知って変わっていく必要があると思っています。ですので、部会の中でも引き続き、子どもの権利というのを折に触れて確認しながら議論をしていただけたらよいかなと思っています。

ありがとうございました。以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

成田委員の御発言がありませんので、お願いします。

○成田委員 久しぶりの部会で緊張していますので、いつも以上にまとまりがないと思います。

第1期に参加させていただいて、「子どもまんなか」とか「居場所づくり」というのは、できればやりましょうということではなくて、全ての子どもの権利とか尊厳とか、人生に関わる重大なことだということを実感したのと同時に、自分が職業的に関わっている子どもたちは、居場所の危機にあるとか、居場所を失っているような状況で、そういう状況にあるけれども、そのことに気づかれないまま失いっばなしになっている子が多いです。

そうなってくると、よりこのテーマが、僕自身はすごく深刻に感じられるようになりました。その意味で、自分がこの部会に参加させていただいた役割というところをいくと、この1期の間には役割を果たせなかったという悔しい思いがありますけれども、2期ではその辺りを進めていただきたいと思います。

先ほど、いろいろな委員がおっしゃったように、障害があったり、トラウマがあるために居場所につながりにくいとか、失いやすいお子さんたちも、ほかの子たちと同じように、その子たちの声を聴いていくことが欠かせないわけですが、そもそもそういう子たちは自分の声を届けることに困難さがある。おとなに対しての不信感があったりして、声を届けようというモチベーションもなかなか維持できないというようなことがある中で、子どもの声を聴いていくということ一つとっても、居場所の危機にある、失っているお子さんたちの声

を聴いて拾っていくということは、すごく時間もかかるし、持続的な粘り強くおとなが取り組んでいかなければいけないことだと思います。この居場所づくりのことが、どんどん盛り上がっていくとか、続いていくことを願っていますが、その中で、居場所につながりにくい子どもたちが置き去りにならないようにしていきたいというのが自分の思いです。

僕もこんなふうに住場所とかいうことについて話すようになったのは、この場に参加させていただいたということにほかならなくて、子ども家庭庁にお願いしたときに担当がおっしゃっていたことですが、いろいろ成果物ができて、紙とか動画とか、そういうものって使いやすいけれども、結局、後は使う人次第になると思います。僕もこの会に参加させていただいて、顔が見える形でリアルに住場所のことについて一緒に考えさせてもらえる機会は本当に有意義だったと思います。

なので、子ども家庭庁が中心になって、子どもと一緒に、住場所づくりに取り組むおとなも、そして、子どもまんなかで住場所づくりをすることで、子どももうれしいとか、おとなもうれしいみたいな、住場所フォーラムではないですけども、定期的にみんな顔が見える形で住場所ということについて一緒に考えたり、報告しあったり、そういう機会が続いていくと、キーワード的なことは風化してしまうものなので、そうならないようにするためにも、ぜひそういう枠組みを何か検討していただきたいし、それにつながる議論も2期でももらいたいと思います。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

関戸委員、お願いします。

○関戸委員 関戸です。私から、2期に向けてということで、2点ほど追加で。

100か月の育ちビジョンという話をさっきしましたけれども、当部会でも子どものウェルビーイングを大事にしてきたと思います。私はこれまで、子どもの遊び場づくりに関わる中で、「ウェルビーイング」というキーワードが話されることが多々あったのですが、ウェルビーイングという言葉の解像度の低さが課題だと感じています。どうしても、おとなの考える子どもにこうあってほしいみたいな、子ども自身の在り方よりも、おとながこうさせたいみたいなドゥーイングが優先されて、学校に行っているか行っていないかで一喜一憂してしまう。

そうではないのだけどなというのを常々感じていたので、今、せつかく子ども家庭庁が子どものウェルビーイングということ掲げていますので、これを一大事業として、ウェルビーイングの解像度をもっと上げて、一般的な、例えば子育てをしている親御さんたちも、子どもの遊び場とか住場所に関わる方、そして、教育に携わる方、様々な方がウェルビーイングはこういうことだよねという、ビッグマザーとか、みんなが立ち戻って、これだよねと言えるものとして示せるようになるのを私としては目指したいと思っているので、2期に関してはウェルビーイングの解像度がどうやったら上がるか、そもそもそれって何だろうという話ができるといいなと思っています。

2点目は、ウェルビーイングとも関連していますけれども、先ほどから、何度か「遊び」というキーワードが出ていて、専門部会の立ち上げもぜひやれたらと思うのですけれども、遊びの解像度もあまり高くないと感じています。子どもたちに関わるおとなとして、今、おとなが子どもの育ちのために手段として行う遊び、これはとても重要なことだと思うのですが、こちらは比較のおとなが考えてもいろいろ思いつくので、プログラムとして成立しやすい、整理がしやすいと思っています。

もちろん子どもの育ちのためにおとなが考える遊びのプログラムも重要だと思いますが、一方で、今回子ども家庭庁ができたときに、子ども主体という話もできたので、名のない遊び、特に子どものやっているプロセスそのものが目的になっているというのが、子どもがやっている遊びだと思うのです。その辺りの違いが、簡単なようで分かりづらい。

一般のおとなたちは、両方をひっくるめて「遊び」と言っていると思うので、プログラム化できる手段としての遊びと、子ども自身がプロセスを目的として行っている遊び、この違いについてももっと解像度を高めて、多くの人たちが知れる機会はこの居場所部会の一つの役割、もしくは居場所部会だけでなく、100か月のビジョンで語られているような遊びの中でも議論されたほうが良いと思うので、横断的に子ども家庭庁として子どもが遊ぶとか子どもの遊びはどういうものというのを話せるような機運づくりができたと思います。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

湯浅委員、お願いします。

○湯浅委員 皆さんの話を聴いたらしゃべりたくなりました。

岸田総理が、「これから6、7年がラストチャンス」と言ったのが23年でしたから、2020年代ということになると思います。支援金制度も再来年度から始まるし、高校授業料の無償化も今回通りましたが、サービス給付、現金給付は相当充実していこうと思います。

そういう中で、居場所というのは最後のピースではないかと思っています。もちろんここで議論しているのは、いわゆる第3の居場所。第2の居場所、学校も含めた第3の居場所なわけですけれども、例えば、ファミリーサポートとか家事育児支援のような家族支援、家庭をより居場所にしていく取組、家族にとって家庭がより居場所と感じられるようにしていく取組だといえるわけですし、子育て支援拠点も乳幼児の親子の居場所づくりだということも言える。

結局、居場所というのは、自分が他人から承認されたり、その場に愛着が持てたり、自身に対して尊厳が持てる。そういう場所だと考えれば、個々の1個1個の子ども食堂とか、1個1個プレーパークという話を越えて、いろいろなところに横串を指すソフトなのだろうと思います。

そう考えると、家族関係支出が増えたからといって少子化が改善されると必ずしもそうならないわけで、それぞれの生活環境の中に魂を込めるといふか、そこに愛着と尊厳と承認があるというふうに、家庭も学校も地域もなっていくことが望ましいという意味では、居場

所づくりとは、その横串でもあるということが言えるのではないかと思います。

なので、ここの居場所づくり部会そのもののスコープとしては、地域の居場所の増加であり、活性化でありということになると思いますが、現金給付、サービス給付含めた少子化対策、あるいは、子ども・子育て支援全体の中で、居場所の持っている意味とか役割がしっかり位置づけられるようにしていただきたいと思ひまして、しゃべりたくなりました。

○前田部会長 それでは、成田委員、お願いします。

○成田委員 今の湯浅委員の話と近いと思いますが、これもこども家庭庁にお願いしたいということで、啓蒙です。

こども家庭庁は、こどものことに関してというので、今までいろいろな省庁に散らばっていたものが、こどもということで横串が通ったのかなと思うのですが、居場所ということで、今、湯浅委員がおっしゃったように、各自治体レベルでも、本来いろいろな担当課に関わっている課題だと思うのですが、地域にいますと、「居場所」というキーワードがあっても、担当部署とか領域とか立場によって温度差がものすごくあるというか、それが現状なのだと思います。

啓蒙といったときに、既に居場所を担っているところへの啓蒙だったり、地域にという啓蒙も大事だと思いますが、例えば、ほかの省庁への啓蒙とか、自治体レベルでもほかの担当課への啓蒙とか、実際に施策を回していく役割の方たちに温度差があると、こどものためということが進まない気がするので、啓蒙というよりは啓蒙していただきながら各領域、各部署での「そうは言っても難しいんだよ」とか「忙しい」とか、生のリアルな声を吸い上げながら、その課題をどうやって解決していくかということ議論していく。それも大事な役割としてあると思ひていますので、ぜひその辺り、こども家庭庁が中心になってやっていただけるとありがたいです。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

○青山委員 1点だけ。

遊びに関することが重要なテーマだという発言が幾つかあって、そうだなと思ひます。さっき関戸委員もおっしゃったように、遊びが手段化する中で、目的としての遊びが居場所を考える上でもすごく重要なキーワードだというのは共感します。

その上で、居場所という考え方や、語感と遊びというものが、制度的にも近いところにあると同時に、すぐに頭の中で結びつかない人も結構いるのではないかと思ひています。これまでの児童館や様々な文脈で実践されてきたことをイメージすれば、居場所と遊びが近いところにいるのは実感としては間違いないですけれども、そこをつなぐ論理が必要かなという気もしています。例えば、すごく抽象的な言い方になりますが、余暇とか自由ということが前提にあって、その中に居場所もあるし、遊びもあるのかなと、すごく抽象度の高いことを考えていました。

遊びを取り上げるのは賛成ですけれども、居場所部会の中でそれを扱うときの位置づけ

を考えると、いわゆる名前のある遊び、鬼ごっこ、かくれんぼの話だけではなくて、子どもたちが余暇をどう過ごしていくのか。余暇が手段化されたりする中で、自由な余暇をどう守っていくのかという文脈の中に、居場所の話も遊びの話も位置づくとも考えることが必要ではないかと思ったので、それだけ言いたくなりました。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

つたない座長でしたけれども、皆様と一緒に議論ができ、居場所がすごく重要だという位置づけができました。居場所に命が吹き込まれたような気がして、とてもよかったと思います。

その上で、こども家庭庁に3つ注文があります。「言葉は言霊」という言葉があるとおり、「こども家庭庁」です。私が横浜市でこども関係の局をつくったときは、「こども青少年局」にしました。それは、青年がすごく重要で、今こそやらなければいけないことだから、絶対に「青年」をつけなければいけないと考え、「こども青少年局」にしました。もちろん、つくったワーキングチームの人たちの中に、ひきこもりやニートになっている子どもたちがいる職員もいて、これが絶対重要だということで、その名前を入れて、そして反対を受けながらも若者支援の事業、例えば若サポを始めたわけです。

実は、私、皆さん御存じかどうか知らないですけども、社会保障審議会の児童部会の最後の座長なのです。部会を閉じて、こども関係が厚労からこちらに来るときに、就労関係の若者支援はみんな厚労に残ると。そのときに、とにかく若者支援は自立する就労の出口まで、尊厳ある働き方や居場所やディーセント・ワークにつなげることが必要です。片方だけでは駄目で、入り口から出口まで両側必要だから必ず連携してくれと申しあげましたのに全然ないみたいです。非常に残念です。

さらに、白書でも若者の部分がなくなりましたが、後期青年期の居場所は非常に重要なのです。その議論が全くできていないのは非常に残念です。大学生の居場所がない、大学を中退したり、まさに大阪の教育長の水野委員が言われましたとおり、義務教育が終わると市町村で居場所がなくなります。高校を中退したり大学を中退するとまさにニートです。仕事もしていない。仕事をする場所がない。大学生で悩んでいる子に、「若サポに行け」と言いますと、「若サポは、大学を中退したら受け入れるけど、大学にいる子は受け入れられない」というのです。居場所がないです。

かつ、これは2つ目ですけども、こども家庭庁自体に戦略がないです。こども家庭庁の施策をライフステージ別に並べていただけないでしょうか。そうすると、突然妊娠期の支援とか現金給付の児童手当が始まって、高校生は授業料無償化とかいろいろありますけれども、そこに至る一番重要なステージが抜けているのです。まさに湯浅委員が、少子化対策、最後の6、7年といいますけれども、一番重要な、若者が地に足をつけて社会人として自立していくという、今までどこもやっていない、制度化されていない部分が、こども家庭庁ができることによって充実するかと思ったのですが、残念ながらこの2年忘れられている状

況だと思えます。

3番目です。その問題意識と共通していますが、こども家庭審議会の下の部会の組み方です。科学技術部会など、不妊治療とかこどもの貧困とか、ターゲット別の委員会を組まれているのは別に、ここは居場所という一つの広い概念です。言われたとおり、まさに乳幼児期から後期青年期までカバーしているのですけれども、要するに国会審議を見ても、どこの審議会、部会にもかからないものが全部こちらに来ます。

そういう幅広く課題をひろう部会があることは非常にいいことだけれども、ここで全部受け入れられるかということ。ここが全部クオリティの高い指針を出し、実践活動を調査しということをやっているか。やれるとしたら下に専門部会をつくると思うのですけれども、部会の構成や所掌範囲について検討が必要だと考えています。こども家庭審議会の下にある8つの部会を見て、若者支援をしている人たちは、自分たちを扱ってくれるところはどこにもないと。

もちろん居場所部会は対応可能ですが、それは他にはないからです。誰にとっても居場所が必要ですので、どこにも入らないこどもをケアするというこの部会の重要性を示す一方で、ここで全部やれるかということ。またライフステージ別にこども家庭庁がもっと戦略性を持って、青年期の自立、居場所について相当力を入れてやっていただきたいと、私は思っています。

以上です。

どなたか、いかがでしょうか。菊池委員、お願いします。

○菊池委員 若者について同意します。

やり方についてのアイデアですけれども、今年度、事前レクを3、4人でやっていたというのは、個人的にはやりやすかったというのを感想でお伝えしておきたいと思いました。皆さんはどうか分からないですが、3、4人ぐらいで結構話しやすいというのと、ほかの委員がどういうことを考えていらっしゃるか聞けるのは、すごくよかったなと思いました。

先ほど、テーマを決めてやっていくのはどうかというところで、私もすごくいいなと思ったのですけれども、例えば、若者について考える分科会とか、そういう分科会を部会の中で幾つかつくって、それぞれの得意分野があると思いますので、その強みを生かしたチームをつくって、事前レクをそのチームでやっていくと話が深まっていいのではないかなと。若者分野に入りたいと思いました。例えば、遊び、障害、児童館、医療、学校、それぞれ得意分野があると思うので、委員の強みを生かした事前レクの戦略もいいのかなと思いましたので、お伝えさせていただきました。

○前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○大山推進官 ありがとうございます。今、菊池委員の御意見も含めて、かなり具体的などころまで踏み込んで御意見をいただけたと思っております。

事前レクで皆様からいただいた御意見も踏まえつつ、我々としても第2期のときに、例えば何かゴールを定めて、そこに向けてやっていけばいいのではないかというのは、かなり

具体的であり、有意義な御提案だと思っています。

その上で、もう少しお時間をいただいて御意見をいただければありがたいと思っているのは、先ほどから、フォーラムなのか、シンポジウムなのか、何か文章を出すのか、出さないのか、いろいろ考え方はあるかと思えますけれども、ゴールとしてどういったものが想定され得るのかというところについて、幅広にこういうこともあり得るのではないかということについて、御意見をいただければと思っています。いかがでしょうか。

○前田部会長 菊池委員、お願いします。

○菊池委員 続けてすみません。

共通のアンケートを、ここでモデルとしてつくるのはどうかと思っています。その危険性もあるかもしれないですけれども、絶対そのとおりにやらなくてはいけないというふうにならないようにしたいですが、権利とか大事な指針にあるようなところのベースの、こどもの利用者に対するアンケートのモデルをつくるというのは、一つどうかと思います。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○湯浅委員 質問、いいですか。

○前田部会長 はい。

○湯浅委員 聞き逃したかもしれないですが、大山推進官が言ったゴールというのは何のゴールですか。第2期のゴール。

○大山推進官 そうです。さきほど宇地原委員から言っていたように、第1期において指針が明確な成果物となっていたように、第2期でもゴールとなるもののイメージがあると議論が深まるのではないかと考えています。例えばフォーラム、シンポジウムという区分や、今、菊池委員が言っていたアンケートみたいな話もあり得ると思いますし、あるいは、最初に湯浅委員に言っていた話であれば、自治体向けに何か活用していただける、エビデンスとしてまとめられるものがあるのかとか、いろいろなことが考えられると思っています。

今は風呂敷を広げる場として、第2期の話をここで決めるものではないと思っておりますので、第2期にこういうことができる有意義ではないか、こういったものが最終的に部会の成果物という形で発信できるものが出てくると、よりよいのではないかという見通しが立てばそれは一つありがたいと思って、御意見をいただければと思っていますところ。

○前田部会長 小川委員、お願いします。

○小川委員 ありがとうございます。先ほど話があったように、指針の見直しが5年後というところで、第2期は逆に中間点というか、途中の経過地点だと思うと、そこを見据えた上で、居場所部会が5年後も継続されるのか私もよく分かっていないですけれども、逆算というか、反対に今どこにいたらよくて、そこからどういうことができるのかというところも、長期的に見通しを立てた上で地域のことも考えられるといいのかなと感じました。

具体的なことでなくて申し訳ないですけれども、以上です。

○前田部会長 いかがですか。

成田委員、お願いします。

○成田委員 今までの委員の先生方の話と重なると思うのですが、居場所についての議論や取組が、実際こどもとか、現場でどういう変化が起きているのか、変わっていないのかとか、そういうものをモニタリングできるような指標づくりというか、それ自体、作ってはまた作り直しということも必要だとは思いますが、何かしらそういうモニタリングできるものがないと、そのときに思いついたことを議論してみたいなことで空転してしまう気がするので、そういうのも作るのも一ついいかなと思いました。

○前田部会長 ありがとうございます。ほかに何かよいアイデアがあれば、皆さんから。

青山委員、お願いします。

○青山委員 青山です。

具体的なテーマがどうというわけではないですが、例えば、フォーラムとかシンポジウムというような、いわゆる事業とかイベントみたいなものも重要だと思いますが、部会で何か議論を深めてインテンシブにやっていくのであれば、文章をちゃんと作っていくという基本的なやり方が向いているし、普及の可能性が高いのではないかと考えています。

それを基にして、次にシンポジウムとか、何かそういうのが起きていくのはいいと思うのですが、そこでそういうのをゴールにするよりは、まずは諮問がなければ答申ではないと思いますけれども、建議なのか、報告なのか、議論のまとめなのか、いろいろな名前が付くことが多いと思いますが、何かそういったものを、テーマを決めて、長くなくてもいいので文章を深めていくということが、論点を整理したり、いろいろな方の意見を吸収していくという意味では、古典的ですが一番いいのかなと思いました。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

湯浅委員、お願いします。

○湯浅委員 第2期のゴールということですが、一つのベンチマークというか、見続けていきたいものというのは、今回も指針の解説書にも出ている内閣府のインデックスボード。あそこで、家庭を居場所と感じる、学校を居場所とを感じる、地域に居場所がある。その質問が出ているので、あれが高まっていくことが、特に我々の場合は地域の居場所ということですから、この間ずっと減少傾向にありますから、あれが反転していくことがまずは目標ということになると思います。

ただ、2期の2年間で分かりやすくクリアに出るだろうかと考えると、なかなか難しいかもしれないとも思うというところでいうと、一つ一つの居場所があることの効果とか、あるいは居場所にアクセスできている人たちの人数とか、アウトプットベースになってしまいますけれども、そういうのはある程度積み上げていくといいのではないかと。

もちろん、それが支援体制強化事業、25年度で集中期間は終わりますから、その成果と結びついた形で26年度にそうした居場所のアウトプットベースと事例が出て、居場所と感

じるインデックスボードの数値が上がっていく、いわば見通しというか、これをやっていけばここの数値に出てきそうだと、こういうアウトカムが反映しそうだとということまで見通せるものを、2期を通じて打ち出していけると、3期につながる指針につながっていくかなという気がします。

大きなところでは、今回、支援金制度が通って2030年にまで、通ったばかりですけども、もう一山あるのではないかという気はして、そういう制度設計の中にも資するようなことを念頭に置きながら、いつそういう話になってもいいように念頭に置きながらやっていくことが大事だと思います。

○前田部会長 ありがとうございます。

この後、こども家庭庁からお話がありますので、一旦ここで締めさせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日の議論も踏まえて意見を整理し、次年度の取組につなげていただきますようお願い申し上げます。第2期のこどもの居場所部会につきましても、皆さん、よろしくお願ひします。

その前に、藤原局長から御挨拶がございます。

○藤原成育局長 成育局長の藤原でございます。

委員の皆様におかれては、本日も大変充実した、最初は静かでもございましたけれども、途中、フリートキングのようになって、居場所部会だと思ひながらお聞きしておりました。本当にありがとうございました。

前田部会長、大竹部会長代理をはじめ、委員の皆様、こども家庭庁ができてから、居場所部会を創設されて、まず1期ということで一区切りということでございます。1年目は居場所の指針を作っていたいただいて、2年目にはいろいろな周知の素材をつくらせていただいて、いろいろ御支援をいただきまして本当にありがとうございました。

令和5年度中に、この部会、14回議論いただきまして、その上で指針をまとめていただいたという経緯がございます。居場所づくりの重要性というものを、分かっている方は分かっておられたと思いますが、政策という意味では、これまで必ずしも着目されてこなかった分野ですので、そういったものを指針ということで政府として決定することができました。先生方のおかげで画期的なものをつくらせていただいたと思ひしております。

居場所指針ができてからは、実は国会や政治の部会、そういった場面で、「居場所」という言葉を我々に対してしっかりやってくれと御要望いただくような機会も増えまして、様々な場で応援をいただいているなどと思ひしております。これもひとえに2年間の先生方の御支援、御助言の賜だと思ひ、改めて感謝を申し上げます。

この指針の策定後、能登の地震もありましたし、災害時の居場所の重要性や広報・啓発資料の作成など、本当に闊達な御議論、御意見をいただきましたこと、本当にありがとうございました。

1期の議論では、まずは土台を作っていたいただきましたので、まさに今、第2期目に申し送

りということで、非常に多岐にわたる御意見を頂戴したと思います。特に2期目のフェーズとしては、新しい指針をつくった後、次のゴール、成果物、あるいは各論を深めるとか、あるいは、やってみた結果の新しい発見を見つけていくとか、様々なヒントをいただいたと思いますし、また、せっかくできてきた周りの部会の成果物との連動、そういったこともできるのではないかというお話。

それから、これはなるほど私も思いましたけれども、現金給付、サービス給付がこれから充実していく中で、実は最後のフェーズが居場所なのではないかという、大きな大局的な位置づけみたいなのも教えていただきましたので、そこはしっかり受け止めて、2期に向けて我々事務局としても取り組んでいきたいと思えます。

特に前田部会長から、本当に難しい差配をいつもしていただく中で、感じておられたことを最後に言っていたのだと思います。

こども家庭庁ができたときに第3の居場所は学校にお任せするのではなくて、地域で丸ごと支援をするということでこの居場所部会ができたわけです。

前田部会長がおっしゃるとおり、まだ取組が事務局としてもされていない部分があると思えますので、2期目に向けてもしっかり先生方の御協力をいただきながら、取組を進めていきたいと思えました。

いずれにしても、2期に向けて我々もしっかり取り組んでいきますので、引き続き、委員の先生方の御支援をいただきたいと思えますし、今日は、まずは第1期ということで一区切りでございますので、この場をお借りしまして、これまでの先生方の御支援、議論に心から感謝を申し上げて、最後、御挨拶をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○前田部会長 ありがとうございました。

第2期のこどもの居場所部会について、引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、最後に事務局より事務連絡をお願いします。

○大山推進官 本日はありがとうございました。

本日のこどもの居場所部会は一旦締めとさせていただきますが、この後、閉会后に少しお時間をいただければ幸いです。こども家庭庁が現在進めております MVV、「ミッション・ビジョン・バリュー」というものについて、今、策定について取組を進めているところになりますので、こちらについて、各部会への意見照会をさせていただいております。

これについて、担当者から御説明するお時間を頂戴することになっておりますので、今少しだけお時間をいただきたく、お席でお待ちいただければと思います。何とぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○前田部会長 それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。ありがとうございました。

(了)